

## 社会福祉法人鑑石園役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鑑石園定款第21条の規定に基づき、役員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、週3日以上勤務する役員を常勤役員という。
- (2) 顧問とは、定款第29条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び顧問に対しては、別表1の額を上限額として、報酬を支払うことができる。ただし、期末勤勉手当は支給しない。

- 2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等への出席に係る日当は支給しない。
- 3 通勤手当については、職員の通勤手当支給基準に準ずる額とする。
- 4 職員として勤務し、職員給与の支給を受けている者に対しては、本規程に基づく報酬等を支給しない。

### (出張旅費)

第4条 役員等が、業務執行のため出張する場合は、旅費規程に基づき、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払うことができる。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

付則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

令和 元年 6月26日 一部改正

別表1（第3条関係）

名 称	報酬の額
常勤役員	月額 200,000円
顧問	月額 50,000円